

# 認定審査会に関する演習

## ～介護支援専門員過去問題からの抜粋～

---

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

## 問

介護保険審査会への審査請求が認められるものとして正しいものはどれか。2つ選べ。

1. 介護支援専門員の資格に関する処分
2. 指定居宅サービス事業者の指定の取消しに関する処分
3. 財政安定化基金拠出金への拠出額に関する処分
4. 要介護認定に関する処分
5. 被保険者証の交付の請求に関する処分

# 解答

## 問

介護保険審査会への審査請求が認められるものとして正しいものはどれか。2つ選べ。

1. 介護支援専門員の資格に関する処分
2. 指定居宅サービス事業者の指定の取消しに関する処分
3. 財政安定化基金拠出金への拠出額に関する処分
4. 要介護認定に関する処分
5. 被保険者証の交付の請求に関する処分

## 問

要介護認定の申請について正しいものはどれか。  
2つ選べ。

1. 被保険者は、介護認定審査会に申請しなければならない。
2. 地域包括支援センターは、申請に関する手続きを代行することができる。
3. 介護保険施設は、入所者の更新認定の申請に限って代行することができる。
4. 要介護状態区分の変更申請には、医師の診断書を添付しなければならない。
5. 更新認定の申請は、有効期間満了の日の60日前から行うことができる。

# 解答

## 問

要介護認定の申請について正しいものはどれか。  
2つ選べ。

1. 被保険者は、介護認定審査会に申請しなければならない。
2. 地域包括支援センターは、申請に関する手続きを代行することができる。
3. 介護保険施設は、入所者の更新認定の申請に限って代行することができる。
4. 要介護状態区分の変更申請には、医師の診断書を添付しなければならない。
5. 更新認定の申請は、有効期間満了の日の60日前から行うことができる。

## 問

介護認定について正しいものはどれか。  
2つ選べ。

1. 認定調査は申請者と面接して行わなければならないと、介護保険法に規定されている。
2. 申請者が遠隔地に居住する場合には、認定調査を他の市町村に嘱託することができる。
3. 新規認定の調査は、指定市町村事務受託法人に委託することができない。
4. 一次判定は、認定調査票の基本調査の結果及び特記事項と主治医意見書に基づいて行う。
5. 審査及び判定の基準は、市町村が決める。

# 解答

## 問

介護認定について正しいものはどれか。  
2つ選べ。

1. 認定調査は申請者と面接して行わなければならないと、介護保険法に規定されている。
2. 申請者が遠隔地に居住する場合には、認定調査を他の市町村に嘱託することができる。
3. 新規認定の調査は、指定市町村事務受託法人に委託することができない。
4. 一次判定は、認定調査票の基本調査の結果及び特記事項と主治医意見書に基づいて行う。
5. 審査及び判定の基準は、市町村が決める。

問

要介護認定の仕組みについて正しいものはどれか。3つ選べ。

1. 介護保険の被保険者証が交付されていない第2号被保険者が申請するときは、医療保険被保険者証等を提示する。
2. 市町村は新規認定の調査について、指定市町村事務受託法人に委託することができる。
3. 主治医がいない場合には、介護認定審査会が指定する医師が主治医意見書を作成する。
4. 要介護者が他市町村に所在する介護老人福祉施設に入所する場合には、その施設所在地の市町村の認定を改めて受ける必要はない。
5. 介護保険料を滞納している者は、認定を受けることができない。



# 解答

問

要介護認定の仕組みについて正しいものはどれか。3つ選べ。

1. 介護保険の被保険者証が交付されていない第2号被保険者が申請するときは、医療保険被保険者証等を提示する。
2. 市町村は新規認定の調査について、指定市町村事務受託法人に委託することができる。
3. 主治医がいない場合には、介護認定審査会が指定する医師が主治医意見書を作成する。
4. 要介護者が他市町村に所在する介護老人福祉施設に入所する場合には、その施設所在地の市町村の認定を改めて受ける必要はない。
5. 介護保険料を滞納している者は、認定を受けることができない。